

麗澤大学外国人留学生に関する規程

平成11年4月1日制定
令和4年4月1日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、麗澤大学に在籍する外国人留学生(以下「留学生」という。)に関する事項について定めることを目的とする。

(義務)

第2条 留学生は、国民健康保険に加入しなければならない。ただし、これに替る保険等に加入している場合はこの限りでない。

2 留学生は、毎年4月末日までに別に定める留学生カードに、次の書類の写しを添付して、教務・国際交流課に提出しなければならない。

- (1) パスポート
- (2) 在留カード
- (3) 国民健康保険被保険者証

3 留学生は、留学生カードの記載内容に変更が生じた場合には、ただちに学生住所等登録用紙を教務・国際交流課に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 留学生が、居住するためにアパート等を賃借するために連帯保証人が必要となり、その依頼が出来ない場合は、大学に申し出ることができる。

2 大学に連帯保証人を依頼する留学生は、別に定める保証人依頼申請書を教務・国際交流課に提出しなければならない。

3 教務・国際交流課は、当該留学生の指導教員等とその可否について協議のうえ、連帯保証人を定めるものとする。

4 連帯保証人が確定した留学生は、公益財団法人日本国際教育支援協会が運営する留学生住宅総合補償に加入しなければならない。

(その他の保証人)

第4条 留学生が、前条に規定する以外の事項で保証人を必要とする場合は、大学に申し出ることができる。この場合には、教務・国際交流課が当該留学生の指導教員等と協議のうえ、保証人を定めるものとする。

(遵守事項)

第5条 前2条の規定に基づいて保証人が確定した留学生は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 保証人に1か月に1回以上の現状報告をすること。
- (2) 帰国・旅行等の長期にわたって居所を離れる場合は、教務・国際交流課及び保証人に届け出ること。
- (3) 保証人依頼書の内容に変更が生じた場合は、教務・国際交流課及び保証人に届け出ること。

2 前項の届出を怠った留学生は、保証を受ける資格を失うことがある。

(事務の所管)

第6条 この規程に関する事務は、大学事務局教務・国際交流課が所管する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成28年4月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。
- 7 この規程は、平成31年4月1日から改定施行する。
- 8 この規程は、令和2年4月1日から改定施行する。
- 9 この規程は、令和2年9月1日から改定施行する。
- 10 この規程は、令和3年4月1日から改定施行する。
- 11 この規程は、令和4年4月1日から改定施行する。